

# 共謀罪(テロ等準備罪)は治安維持法だ!

自由な言論や研究、個人の信条まで取り締まった稀代の悪法、治安維持法が1925年にスタート。

当初、警視庁は、「治安維持法は伝家の宝刀に過ぎず、社会運動が抑圧されることはない」「純真な運動を傷つけることはない」と説明。

しかし法が施行された後は、最高刑の懲役10年を、死刑・無期懲役にルールを変更。

ふたを開けてみれば、逮捕者は数十万人に及び、拷問で虐殺、獄中死194人。獄中で病死など1503人。

(出典・治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟)

ジャーナリストや学生、労働組合や政党など間違っただけのもの申す人々が、弾圧され、モノ言えぬ社会になり戦争へ突入しました。

この悪法が廃止されたのは、終戦の年の10月です。

「小さく生んで、大きく育てる」

悪い法律の作り方は、現代も同じです。

共謀罪に詳しい、法学者の足立昌勝氏いわく「話し合いだけで処罰」ということは、刑法の質をも変えてしまう。

「重犯罪だけを取り締まるなら、いいじゃないか」、に騙されないで。法律さえ成立してしまえば、時の権力者によってその幅を拡大することは可能です。そもそも、数の問題ではなく、本質に眼を向けることが大切。

「話ただけで、捜査の対象になりえる」

この1点のみで、破壊力は充分。

思った事を表現できない空気読みの社会が広がります。今より息苦しい社会なんて勘弁して欲しいと思いませんか?

「見られてマズイことでもあるのか?」

この様な論調はナチスのプロパガンダで使われたものです。

人間には自分自身の考えを形成する上で、誰にも踏みにじられないプライバシーが必要です。



個を確立する為のプライバシー権にまで土足で踏み込む法律を作ろうなど凶々しいにも程がある。

あなたを、この国に生きる人々を、潜在的犯罪者として扱うトンデモ法案は何としてでも潰さねばなりません。

国がそんな無茶苦茶な事をする訳がないって考えてる、あなた。その根拠は何でしょうか? あなたが今まで支払った税金に見合うサービスを、国から受けた事があるか考えて見て下さい。

奨学金は?

労働環境は?

## 山本太郎 VOICE

社会保障は?

国とはそこに生きる人々を写す鏡。

政治と距離を置けば、好き勝手に国づくりがされるのは当然です。

政治に無関心でも、政治とは無関係でいられない。

政治とは生活そのもの。

あなたが生きづらくなならない社会は政治への監視、参加で作る事ができます。

一緒に作っていきませんか?

まずは、この法案を止めましょう。

山本太郎

▶ Taro's NETWORK

<https://www.taro-yamamoto.jp/>

部長のヤツ、腹立つよな。殴りてー

いいね〜。一緒にヤっちゃわね?

駅前のラーメン屋の店長が感じ悪くてムカつく!

食い逃げしちゃう(笑)?

海水浴、楽しみだけど、電車代高いよね

キセルしちゃうよ(笑)

携帯の充電が切れそう、どうしよう!

そこのコンセント、こっそり借りて、充電しちゃお

夫の不倫相手が許せない。家を燃やしてやりたい!

わたしライター持ってるけど、使う(笑)?

隣の家の車、またうちの車庫の前に止めてる

こっそりフロントガラス、割っちゃうぜ

そこの逮捕がモロモロ?!

あなたにも関係ある! 共謀罪(テロ等準備罪)ってなあに? 答えは次のページに……



# 他人事じゃない! 共謀罪(テロ等準備罪)の恐怖



**「友達と喋っただけ。実行もなし、被害者もない。」**  
**FBのいいね! LINEの既読でも、犯罪の合意とされる可能性も。**

日頃のストレスや冗談の延長、酔った勢いで、行き過ぎた発言をした経験、あなたにはありませんか? でもそれ、警察に捕まる又は家宅捜索される恐れが出てきました。

「この法律がなければオリンピックは開けない」と、総理大臣が発言している姿、TVで見えた事ありませんか?

この法律とは、「テロ等準備罪」。元々は「共謀罪」と呼ばれていましたが、内容がヤバすぎて、過去3回、国会で廃案。懲りずに、今回は

名前を変え看板を付け替え再登場です。しかし厄介なのが、名前を「テロ等準備罪」としたのに、準備した法案の条文には、「テロ」とは、一文字も入ってなかった。自党内でも、「国民をだますものだ」と指摘され、あわてて中身に「テロ」を付け足した、と言うどうしようもない代物。その中身は「テロ等」の「テロ」ではなく、「等」に集中した法案、「等」の中には、あなたも含まれるかも知れません。名前や呼び方を何度変えても、その本質は変わらず。憲法違反、とも言えるテロ等準備罪(共謀罪)。

この法案は、あなたに人権侵害が及ぶ可能性があります。その中身についてお話します。

ヤバイ

# 3 日本にはすでに、テロ法がありますけど?

そもそも、日本には、凶悪犯罪や、テロを未遂以前、つまりは「相談」の段階で処罰できる法律がすでに存在しています。

国連の13のテロ関連条約も批准し、それに対応する国内法も既に作られています。すでに取り締まる法律があるのに、テロにかこつけて、テロ等準備罪(共謀罪)を成立させようと

する真意は? 「テロ」というキーワードが出てくれば、人々は思考停止に陥ります。法案の中身をチェックする事なく、絶対必要と無条件に考えるからです。「テロ」をキーワードにすれば、人々の権利を簡単に制限できる。まさに魔法の杖です。

**現行法上共謀罪、陰謀罪、予備罪及び準備罪** 足立昌勝著「テロ等準備罪」にだまされるな! -「計画罪」は「共謀罪」そのものだ! 2017.4(三一書房)

共謀罪	法定刑
爆発物取締罰則第4条(爆発物使用)	3年以上10年以下の懲役又は禁錮
国家公務員法第110条第1項第17号(国家公務員による争議行為等)	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
自転車競技法第65条(公正を害すべき方法による競走)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
競馬法第32条の6(公正を害すべき方法による競走)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
地方公務員法第61条第4号(地方公務員による争議行為等)	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
小型自動車競争法第70条(公正を害すべき方法による競争)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
モーターボート競走法第77条(公正を害すべき方法による競走)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
自衛隊法第119条第2項(争議行為等)	3年以下の懲役又は禁錮
自衛隊法第120条第2項(治安出動命令を受けた者による争議行為等)	5年以下の懲役又は禁錮
自衛隊法第122条第2項(防衛出動命令を受けた者による争議行為等)	7年以下の懲役又は禁錮
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第42条(公正を害すべき方法による試合)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
特定秘密の保護に関する法律第25条第1項(特定秘密の取扱業務従事者による同秘密の漏えい等)	5年以下の懲役
特定秘密の保護に関する法律第25条第2項(特定秘密を業務により知得した者による同秘密の漏えい)	3年以下の懲役

陰謀罪	法定刑
刑法第78条(内乱)	1年以上10年以下の禁錮
刑法第88条(外患誘致又は外患援助)	1年以上10年以下の懲役
刑法第93条(私戦)	3年以上5年以下の禁錮
破壊活動防止法第39条(政治目的のための放火等)	5年以下の懲役又は禁錮
破壊活動防止法第40条(政治目的のための騒音等)	3年以下の懲役又は禁錮
日本国とソ連及び中央アジアの諸国の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の趣意に準ずる刑事特別法第7条(合衆国軍隊の機密の探知等)	5年以下の懲役
日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法第5条第1項(特別防衛秘密の探知等)	5年以下の懲役
日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法第5条第2項(特別防衛秘密の漏えい)	3年以下の懲役

準備罪	法定刑
刑法第153条(通貨偽造等)	3年以上5年以下の懲役
刑法第163条の4第3項(支払用カード電磁的記録不正作出等)	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
外国に於て流通する貨幣紙幣銀行証券偽造及模造二関入法第4条(印刷)においての偽造(偽造の紙幣等の偽造)	6月以上5年以下の重禁錮
出入国管理及び難民認定法第74条の5(在留カードの偽造等)	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
出入国管理及び難民認定法第74条の6(集団密航者の入国等)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第28条(特別永住者証明書の偽造等)	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
海賊行為の処罰及び海賊行為への対応に関する法律第3条第4項(海賊行為を目的に凶器を準備して船舶を航行させる行為)	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※重禁錮: 有期懲役(刑法施行法第2条、第19条第1項)

予備罪	法定刑
刑法第78条(内乱)	1年以上10年以下の禁錮
刑法第88条(外患誘致及び外患援助)	1年以上10年以下の懲役
刑法第93条(私戦)	3年以上5年以下の禁錮
刑法第113条(現住建造物等放火又は非現住建造物等放火)	2年以下の懲役
刑法第201条(殺人)	2年以下の懲役
刑法第228条の3(身の代金目的略取等)	2年以下の懲役
刑法第237条(強盗)	2年以下の懲役
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条(組織的な殺人等)	5年以下の懲役
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条の3(犯罪収益等隠匿)	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
郵便法第86条第2項(事業の独占を乱す行為等)	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金等
大麻取締法第24条の4(大麻の栽培又は輸出入)	3年以下の懲役
軽犯罪法第1条第29号(他人の身体に対する課外)	拘留又は科料
覚せい剤取締法第41条の6(覚せい剤の輸出入又は製造)	5年以下の懲役
覚せい剤取締法第41条の7(覚せい剤の原料の輸出入又は製造)	5年以下の懲役
出入国管理及び難民認定法第74条の5(集団密航者の収容等)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
破壊活動防止法第39条(政治目的のための放火等)	5年以下の懲役又は禁錮
破壊活動防止法第40条(政治目的のための騒音等)	3年以下の懲役又は禁錮
麻薬及び向精神薬取締法第67条(麻薬の輸出入又は製造等)	5年以下の懲役
麻薬及び向精神薬取締法第69条の2(向精神薬の輸出入又は製造等)	2年以下の懲役
関税法第108条の4第4項、第5項(輸出禁制品の輸出等)	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金等
関税法第109条第4項、第5項(輸入禁制品の輸入等)	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金等
関税法第109条の2第4項、第5項(輸出禁制品の外国貨幣を置く場所の制限規定違反等)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金等
関税法第110条第5項(偽りその他不正の行為による関税の免税等)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金等
関税法第111条第4項(許可を受けるべき貨物の無許可輸出入時)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金等
あへん法第53条(けし栽培等)	5年以下の懲役
銃砲刀剣類所持等取締法第31条の12(けん銃、小銃、機関銃又は砲の輸入)	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第27条(一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出)	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金等
航空機の強取等の処罰に関する法律第3条(航空機強奪等)	3年以下の懲役
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第6条第3項(薬物犯罪収益等隠匿等)	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第40条(化学兵器の使用等)	5年以下の懲役又は200万円以下の罰金
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第41条(化学兵器の製造)	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
サリン等による人身被害の防止に関する法律第5条第3項(サリン等の発散)	5年以下の懲役
サリン等による人身被害の防止に関する法律第6条第4項(サリン等の製造等)	3年以下の懲役
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第67条第3項(一種病原体等の発散等)	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第68条第4項(一種病原体等の輸入)	3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第3項(放射線物質の発散等)	5年以下の懲役
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第5条第3項(特定核燃料物質の輸出入等)	3年以下の懲役

いま、世界がテロの脅威にさらされていることは事実。けれども、日本は島国で、水際で止める事ができるのです。陸続きで他国との国境をいくつも接する、米国や欧州、アフリカと同

列では語れません。結果、テロリストの流入や武器、火薬の国内での調達も、難しいのが日本の実情です。やるべき事は国民への監視強化ではなく、水際でどう止めるか、を最大化する事。